

鏡野町立学校における
働き方改革ワークスタイルプラン

(第2次)

令和 5年 2月

鏡野町教育委員会

1 はじめに

現在、学校には、学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教育職員が授業や授業準備等に集中し、また、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高めることのできる環境を構築することが必要となる。

しかし、長引くコロナ禍や学校・子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教育職員の長時間にわたる時間外業務が常態化している。こうした状況は教育職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育にも影響があると考えられる。

文部科学省は、平成31年1月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し、本ガイドラインを参考に所管内公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めた。

岡山県教育委員会も、こうした方針に基づき、平成29年6月の「岡山県教育委員会働き方改革プラン」の策定に引き続き、令和元年9月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長を持続的に進めることができるよう、「超勤4項目※1」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めることを市町村教育委員会に通知した。

また、令和2年3月には、「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針」及び「岡山県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、上限時間や労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等の事項を定め、働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体に広く情報発信に努めることを通知した。

そして、令和3年度勤務実態調査や働き方改革に係る取組状況調査等から、取組の確実な成果といまだに多くの教職員が、岡山県教育委員会規則等に示された時間外在校等時間の上限を超えている課題を踏まえ、令和4年度から令和6年度までの3年間で時間外在校等時間を現状よりも15%（中学校は33%）以上削減することを目標とした「令和4～6年度 学校における働き方改革 重点取組」を策定し、業務の平準化と精選、業務の効率化と環境整備、部活動の計画的な実施を重点取組として示し、さらなる教育職員の働き方改革の推進を求めている。

こうした中、鏡野町教育委員会では、岡山県教育委員会が策定した「岡山県教育委員会働き方改革プラン」等を参酌し、令和元年11月に「鏡野町立学校における

働き方改革ワークスタイルプラン(第1次)」を策定し、働き方改革を推進してきた。

令和3年3月には、「鏡野町第2次総合計画後期基本計画」の策定において、町、学校、家庭、地域の教育の役割を明確にし、鏡野町立学校教育職員の働き方改革の方向も示された。

今回の第2次プランは、「第1次鏡野町立学校における働き方改革ワークスタイルプラン」及び「鏡野町第2次総合計画後期基本計画」、「岡山県教育委員会策定 令和4～6年度 学校における働き方改革重点取組」等を踏まえ策定した。

2 取組の方向性

鏡野町教育委員会は、働き方改革を進めるため、時間外勤務縮減に係る学校の取組を把握するとともに、地域や学校の実情に応じ、人員配置や環境整備等、取組を進めるための支援を行ってきた。令和4年度は、継続して教育職員の超過勤務時間の確実な把握を行うとともに、学校へ資料を送付し、働き方に係る啓発を行った。また、校務のICT化を進め、業務の効率化と環境整備を進めてきた。

それぞれの学校でも、学校長を中心に、学校の重点目標を明確化したり、行事の精選・縮減を行うとともに、教育職員一人ひとりの「意識改革」に努めてきた。教育職員の日ごろの勤務状況や校務の推進状況を把握し、健康管理や業務処理体制の改善にも努めている。

しかしながら、令和4年度11月末現在で、360時間を超える超過勤務職員が小学校15人、中学校15人で、令和3年の同時期に比べると小学校では若干減少しているが、中学校では増加している。

学校では長引く新型コロナウイルス感染症、GIGAスクール構想への対応や支援の必要な子どもへの対応等、様々な対応が求められ、業務量が年々増加してきている。

業務が増え、やらねばならないという張り詰めた精神的状態の中では新たな発想や工夫は生まれてこない。心にゆとりがある中でこそ、子どもの本当の姿に気づいたり、教育活動が活性化し、根付いていく。働き方改革を推進することにより、心に余裕が生まれ、生き生きと子どもたちに向き合う教育職員の姿が増えていく学校を目指したい。

今後の働き方改革を推進するには、鏡野町第2次総合計画にあるように、子どもを中心とした学校、家庭、地域、行政が一体となり、それぞれの役割を理解し果たすことが重要である。コミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動による地域人材の積極的な活用を進めたり、また、国や県の動向を注視しながら部活動の地域移行も含め、本町にあった部活動の在り方を実現することにより、中学校の負担軽減を目指したい。

さらには、学校だけが業務を減らす努力をするだけでなく、行政の工夫もなければ超過勤務時間の削減は難しい。鏡野町教育委員会としても、学校に求める業務をできるだけ精選し、負担軽減を図ることを考えていく。

3 ワークスタイルプランの第2次取組期間

鏡野町立学校におけるワークスタイルプランの第2次取組期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とする。

4 ワークスタイルプランの取組

ワークスタイルプランについては、成果の検証を行いながら着実に推進するため、当面の取組を次のとおり設定する。

(1) 勤務時間の考え方と上限の目安時間

- ① 在校時間(休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。)に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間(休憩時間を除く。)を加えた時間(以下「在校等時間」という。)を本プランにおける勤務時間とする。
- ② 1か月の在校等時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間(以下「超過勤務時間」という。)が、45時間を超えないようにする。
- ③ 1年間の超過勤務時間が360時間を超えないようにする。
- ④ 児童生徒に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務時間を100時間未満とするとともに、1年間の超過勤務時間については720時間を超えないようにする。この場合において、連続する複数月の1か月あたりの平均超過勤務時間は80時間を超えないものとし、超過勤務45時間以上の月は1年間に6か月までとする。

(2) 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保

- ①教育委員会及び学校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数を連続して取得することを含めて健康の確保に向けた取組を促進する。
- ②教育職員の健康及び福祉を確保するため、学校長は超過勤務時間が一定時間を超えた教育職員がいる場合は、健康管理医の健康相談を受けさせること等に留意する。

5 取組の検証及び改善

鏡野町教育委員会及び学校は、岡山県教育委員会が提供する検証結果のほか、学校現場における取組の進捗状況を的確に把握し、改善に努める。

(1) 在校等時間の把握

- ①学校長は、業務記録システムにより個々の教育職員の在校等時間を客観的に把握し、校外での職務や土日、祝日などの校務に従事した時間についても、できるだけ把握する。
- ②教育委員会は、各学校教育職員の月ごとの在校等時間を把握する。

(2) 取組の改善

- ①学校長は、1か月及び1年間の超過勤務時間が目安時間を超えている教育職員について、改善を図るよう指導する。
- ②教育委員会は、月ごと並びに年間の超過勤務時間が目安時間を超えている教育職員の報告を受けた場合は、業務改善による勤務時間の縮減方法について、学校長と協議検討を行う。

6 具体的な取組内容

(1) 学校課題に応じた専門スタッフ等の導入と効果的活用の検証

- ①スクールソーシャルワーカー※2の配置
- ②スクールカウンセラー※3の配置
- ③臨床心理士の活用
- ④学力向上に向けた町費講師・支援員の配置
- ⑤特別支援教育支援員の配置
- ⑥不登校解消支援員の配置
- ⑦部活動指導員の配置
- ⑧ICT支援員の配置
- ⑨岡山県教育委員会が実施するスクールサポートスタッフを含めた専門スタッフ等の活用

(2) 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

- ①「コミュニティ・スクール※4」の導入
 - ・地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域住民が学校の教育活動を支援し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進める。
 - ・「コミュニティ・スクール」が導入された学校の取組や課題を把握・検証し、効果的な取組を町内へ広げる。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ①教育職員のメンタルヘルス対策を推進するため、町長部局と連携し、法令の定めるところにより、1年に1回ストレスチェックを実施する。
- ②ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された場合における健康相談体制の確立に向けた検討を進める。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策等の支援

- ①検査キット、体温測定器、消毒備品等の配布
- ②休業日、休日、学校閉庁日の感染者把握受付や連絡

(5) 緊急時に直面した際のサポート体制の構築

- ①生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案が発生した場合は、鏡野町教育委員会で支援を行う。
- ②新型コロナウイルス感染症等による感染拡大の恐れがある事案など緊急な対応が必要な事案等が発生した場合は、鏡野町教育委員会で支援を行う。

(6) 校務のICT化に向けた支援

- ①校務支援システムの継続・改善に向けた検討
- ②A Iドリル※6の活用
- ③共有フォルダの作成 教材共有の推進
- ④ME X C B T※7・学習用e-ポータルの活用
- ⑤学習支援ソフトの導入・活用
- ⑥デジタル教科書の活用
- ⑦プログラミング教材の貸出
- ⑧授業、会議、研修等の遠隔化

(7) 調査・報告文書等のWebの活用推進

- ①学力定着状況確認テスト、全国学力・学習状況調査のC B T※5での実施に積極的に取り組み、教育職員の作業負担の軽減を図る。
- ②データでの申請・報告等を推進し、教育職員の申請手続きの負担軽減を図る。

(8) 連絡網システムの整備

- ・災害等の緊急時において、保護者等への迅速かつ確実な連絡体制を整備するため一斉メール配信等による連絡網システムの使用を継続する。
また、本システムを学級通信の配信やその他学校行事全般における連絡・広報手段として活用することで保護者からも親しみやすいものとし、学校運営の円滑化を図る。

(9) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ①定時退勤日
 - ・学校の会議日等で、月1回以上は定時退勤日を設ける。
※定時退勤日は学校の行事予定表に明記する。
- ②消灯時間の設定
 - ・学校の実情に応じ、定時退勤日とは別に、月2回以上は19時00分を消灯時刻として設定し、教育職員の意識向上を図る。

③音声ガイダンス対応

- ・平日において、小学校は午後6時から、中学校は午後6時30分から翌朝午前7時30分まで、音声ガイダンスで対応する。
- ・週休日及び休日は、原則として終日、音声ガイダンスで対応する。
- ・運動会や文化祭（学習発表会）等、週休日での行事がある場合は、午後4時45分から音声ガイダンスで対応する。
- ・長期休業期間中（週休日及び休日を除く）は、午後4時45分から午前7時30分まで、音声ガイダンスで対応する。

(10) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

①閉庁日（年間14日以上実施）

- ・8月13日から8月15日までを中心にした7日
- ・12月28日から1月3日までの7日
- ・健康維持のため、より休暇がとれるよう日数・方法について検討する。

②サービス上の取扱等

- ・夏季休暇、勤務日の振替、年次有給休暇等を充てる。
- ・学校閉庁日に出勤することも可能とする。この場合において、学校の開錠と施錠は出勤する教育職員の責任において行うので、管理職の出勤は求めない。
- ・学校閉庁日は、原則、部活動休養日とする。

③保護者等への周知方法

- ・閉庁日については、教育委員会からの通知により周知する。

④緊急時の連絡体制

- ・保護者等からの緊急時の連絡は、鏡野町教育委員会が対応する。
- ・緊急時の連絡があった場合において、必要があるときは、鏡野町教育委員会から学校長へ連絡する。

(11) 中学校部活動に係る教育職員への負担軽減・休日部活動の段階的な地域移行に向けた準備・実施を進める。

①中学校部活動に係る教育職員への負担軽減

【部活動休養日等の実施】

- ・生徒や担当教育職員の健康・安全及びケガの防止・心身のリフレッシュを図るため、全ての部活動で部活動休養日等を実施する。

ア 休養日

- ・毎週1日以上は部活動休養日を実施する。（年間52日以上）
- ・日曜日及び祝日は、原則部活動休養日とする。
- ・学校閉庁日は、原則、部活動休養日とする。

※休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、別日に振り替える。

- ・4月1日から1学期の始業日までは休養日とする。

イ 活動時間

- ・4月から10月下旬までは、18時00分までとする。
 - ・10月下旬から2月までは、17時00分までとする。
 - ・3月は、17時30分までとする。
 - ・休業日（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）は、半日程度とする。
- ※大会への出場、練習試合又は中体連等が主催する大会等は別対応とする。

ウ 複数顧問の配置

- ・教育職員への負担が偏らないよう、原則、複数顧問体制とする。

エ 部活動指導員の配置

- ・部活動指導員については、学校の要望に応じ、岡山県教育委員会の補助金も活用しながら配置を進める。

②部活動の地域移行に向けた取組

- ・「鏡野町立中学校部活動地域連携検討委員会」において休日の部活動の地域移行について、国や県の動向を見定めながら、検討を進めていく。

(12) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

①「学校経営方針」等における働き方改革に関する視点

- ・学校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属教育職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。

②人事評価面談での業務改善の意識共有

- ・人事評価の面談において、管理職が教育職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、教育職員が自ら考え、主体的に働き方改革を進めるよう促す。

(13) 学校行事の精選及び見直し

- ・学校に対し、文部科学省が提示した「全国の学校における働き方改革事例集」を参考として、学校行事の精選及び内容の見直しの取組を推進する。

(14) 鏡野町教育委員会の取組

- ①学校独自の教育活動や新たな取組を最大限応援する。

- ②講演会・研修会等の学校へのお知らせのメールを精選し、学校への配信量を減らす。
- ③多方面からの調査依頼について、内容によっては教育委員会で回答し、学校の負担軽減を図る。

【注釈】

※1 「超勤4項目」

公立学校の教員に時間外勤務を命じることができる場合は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」により規定されている。その規定では、以下の場合に限るとされており「超勤4項目」と言われる。

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議に関する業務
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務

※2 スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

※3 スクールカウンセラー

いじめや不登校など多様化する子どもたちの悩みに対応するため、文部科学省が設置した職業で、学校において、児童・生徒やその保護者、教員の抱える悩みを聞き、心理的な視点から解決の道を一緒に探していく専門家。

※4 コミュニティ・スクール

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に基づいた仕組みで、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。「学校運営協議会」は校長が作成する学校運営の基本方針を承認することや、学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べるができる。また、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すこともできると定められている。学校を中心とした地域ネットワークを形成し、地域の人材をより活用することにより、子どもの学びや体験活動が充実するなどの効果が期待されている。

※5 CBT

「Computer Based Testing (コンピューターベースドテストイング)」の略称で、コンピューターを使った試験方式のこと。

※6 AIドリル

教材にAIを導入し、児童生徒の理解度に応じて復習問題を反復、または自動選択で表示する等の機能を持たせたもの。

※7 MEXCBT

文部科学省の英語表記である「Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology」の“MEXT”と、文科省が開発したコンピュータベースのテストシステム「Computer Based Testing」の“CBT”を掛け合わせた「MEXCBT (メクビット)」という名称が付いた。文部科学省が開発したオンラインの学習システムのことで、児童生徒が端末を用いてオンラインで問題演習に取り組むことができる。